

(1) 身体障害者手帳 (国の制度)

身

- **内容** 身体に障害のある者(児)が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づき、交付されます。
(肢体不自由の7級の障害一つのみでは手帳は交付されません。)
(→156ページ)

- **申請方法**

- ①申請に必要なもの
 - ・指定医師の診断を受けた身体障害者診断書・意見書
身体障害者診断書・意見書を「指定医師」に作成してもらいます(所定の診断書・意見書は各総合支所区民課にあります。)
 - ・写真(タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身)
 - ・マイナンバーカード等
 ※指定医師についてはお問い合わせください。
- ②各総合支所区民課に申請します。
- ③手帳の申請後、約1か月で手帳が交付されます。
内容変更、更新、再交付の手続き
 - ①住所、氏名に変更があったときは、必ず届け出てください。
 - ②障害の程度に大きな変更があったときは、手帳の更新をすることができます。
 - ③手帳を紛失したときは、再交付できますので、写真を持参の上、各総合支所区民課へ申請してください。

- **問合せ**

各総合支所 区民課 保健福祉係

(2) 愛の手帳 (都の制度)

知

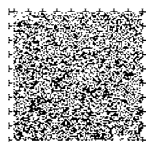
- **内容** 知的障害者(児)が各種のサービスを受けるために必要な手帳として、都が独自に設けています。(→162ページ)

- **申請方法**

- ①愛の手帳の判定は直接電話で下記問合せ先に予約してください。
- ②判定時の持ち物は、電話予約時に確認してください。
内容変更、再判定、再交付の手続き
 - ①住所、氏名等に変更があったとき、都外に転出したときは必ず届け出てください。
 - ②障害の程度に大きな変更があったときや3歳・6歳(就学後)・12歳・18歳に達したときは再判定を受けてください。
 - ③手帳を紛失したときは、再交付できますので写真を持参の上、各総合支所区民課へ申請してください。

- **問合せ**

①18歳以上の人の判定予約
東京都心身障害者福祉センター (→153ページ)
電話03(3235)2961



②18歳未満の人の判定予約

児童相談所

電話03(5962)6500 FAX03(5962)6509

③手帳再交付等の人

各総合支所 区民課 保健福祉係

(3) 精神障害者保健福祉手帳 (国の制度)

精

●**内容** 精神障害がある人が、一定の障害があることを証明するものです。この手帳を持っていることにより、さまざまな支援が受けられます。(→164ページ)

●**申請方法** 申請に必要なもの

①診断書 (所定の診断書用紙は各総合支所区民課にあります。) または精神障害のために受給している障害年金証書等の写し (詳しくはお問い合わせください。)

②マイナンバーカード等

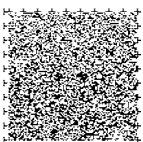
③写真 (タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身)

※申請から交付までは、3か月程度かかります。

更新の手続き

2年ごとに更新の手続きが必要です (更新は有効期間の終日の3か月前から申請ができます。)

●**問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係



メ 毛

